

### 第3版まえがき

本書は、2010年3月に初版が、続いて2014年3月に第2版が出された『憲法とそれぞれの人権』の第3版である。このように第3版を出す機会に恵まれたことに、執筆者一同喜びを感じている。

本書は、初版「まえがき」に記した通り、メンバーの世代交代に伴って「憲法教育研究会」を引き継いだ「現代憲法教育研究会」による共同作業の成果であるが、再度次の世代のメンバーに引き継ぐ時期に作成された。このようなことから、今回の改訂作業は、「新企画」を構想しながら、執筆者の交代を含めて第2版を大幅に変更する形で行われた。その結果、第2部「だれの、何のための人権か」の章立ては大きく変更されたが（たとえば、第2版の「性差を超えて」と「法の下での平等」を扱う2つの章は「法の下での平等と家族・個人」に統合され、第2版の「幸福追求権とプライバシー」は「国家により情報を管理される人」に改められるなどした）、「人権を侵害される側」に着目して、それぞれの当事者の置かれた現実を憲法の観点から検証するとともに、現実に抵抗する際に発揮される憲法の力に着目するという基本コンセプトに変更はない。

第2版では、「前文」を含めた日本国憲法の全面的「改正」（書き換え）を目指す2012年自由民主党「日本国憲法改正草案」([https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130250\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf))（自由民主党ホームページに、「日本国憲法改正草案Q & A（増補版）」とともに掲載されている）に見られる「改憲」の動きを意識した改訂作業が行われたが、今回もそれを引き継いでいる。この点、2017年5月3日憲法記念日の「読売新聞」に掲載された「首相インタビュー」において、「憲法改正を実現し、2020年の施行を目指す」、「9条1項、2項をそのまま残し、自衛隊の存在を記述する」という新たな「意向」が示された。2017年は、憲法施行70年、ロシア革命100年、「戦後占領の終結、にもかかわらずの日米安保条約発効・沖縄の切断から65年」、「この切断から20年の闘いを経て……沖縄が日本復帰を果たした1972年から45年」の節目の年である（森英樹）。このような節目の年の憲法記念日に、上記のような「首相インタビュー」が特定の新聞に掲載され、その後の6月

15日には、政府・与党は、結局、国内で十分な説明をしないまま、また、国際社会からの疑義に応答することもないまま、「共謀罪」法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）を数の力で強行成立させた。これらのことを特に記録しておきたい。

本書は、「現代憲法教育研究会」の共同作業の成果であるが、眼前に展開する政治の現実を見るにつけ、憲法教育を考え、広げる活動の重要性はますます大きくなっていると思う。

編集部の舟木和久さんには、初版以来の変わらぬご支援をいただいた。記して、感謝する次第である。

2017年 夏

執筆者を代表して  
倉持孝司

## 初版まえがき

憲法を初めて学ぼうとする者を対象に、松田恒彦他『やさしい憲法』（憲法読本作成委員会、1975年）に学びつつ、憲法教育のための斬新な本を作りたいと「憲法教育研究会」が発足したのは1980年のことであった。そして、研究会の成果として、『主権・人権・平和——憲法と日本の現状』（法律文化社、1983年）、『検証・日本国憲法——理念と現実』（法律文化社、1987年）、『それぞれの人権——くらしの中の自由と平等』（法律文化社、1996年）を出版してきた。これらは、その時々の政治状況との関連で、厳しい状況に直面した日本国憲法の危機が叫ばれるなかで、「どっこい憲法は生きている」との思いを将来を担う世代と憲法教育の実践において共有したいとの願いから生み出されたものであった。

さて、今日、状況は大きく変わり、あるいは変わろうとしている。

第1、「憲法教育研究会」の創設メンバーが次々と定年を迎え、たとえば上記のような成果をあげてきた活動に一区切りをつける時期を迎えたこと。第2、端的には「日本国憲法の改正手続に関する法律」が投票権者を「年齢満18年以上の者」としたこと、あるいは司法制度改革との関連での法科大学院の新設、裁判員制度の発足、「法教育」の開始などからも、「憲法教育」の必要性・重要性はますます高まってきていること。第3、「改憲」をめぐる政治状況との関連で、できるだけ正確に日本国憲法の現状を知り、憲法の歴史をたどりつつ日本国憲法の理念を十分に受けとめ、その上で日本国憲法の現状と理念とをつきあわせ、1人ひとりが現状にどのように対応すべきかを考える機会をもつことの必要性・重要性がますます高まってきていること、などである。

このようななか、今回、時間をかけた話し合いを経て、「憲法教育研究会」の問題関心を継承しつつ、しかし新たな活動の時期に入るべきだということになり、同研究会をいわば発展的に解消して新たに「現代憲法教育研究会」として再出発することとした。本書は、同研究会の最初の成果ということになる。

本書の企画は、元々は「憲法教育研究会」の最後の書となった『それぞれの人権』の新版を意図して始まったものであるが、上のような事情から、『それぞれ

の『人権』の問題関心を引き継ぎつついくらか新しい構成から成る新しい本をつくることになった。なお、本書は、これまでと同じように憲法を初めて学ぼうとする人びとを主な対象とすることとした。

上の『それぞれの人権』の問題関心とは、憲法と人権の全体像の把握に基づき、従来の人権の体系的配列にはこだわらずに、「人権を侵害される側」に着目して項目を立て彼ら・彼女らのおかれた現実を憲法の観点から検証するということであり、人権が実際によりよく実現できるためにはそれにふさわしい統治、平和の確保が必要だということである。新しい構成とは、憲法の全体像をより十分に把握できるように第1部をおき、従来は資料で扱うにとどめていた統治もそこで論述することにしたということ、それとは別にその重要性を考慮して第3部をおき、従来は資料篇で扱っていた平和主義について論述化したということ、第2部では、憲法の基礎を整理をした上で具体的な人権状況を検討し、さらに学習を進めるために課題を提示するという流れで記述したということである。また、「現代憲法教育研究会」の問題関心の一端を示すために、研究会での議論の対象となった「法教育と憲法教育」等のテーマに関連して「コラム」をおくこととした。さらに、スペースの許す範囲内で資料を配置しビジュアル化をはかるとともに本文を補うような工夫をした。これらはまた、本書の特徴でもある。なお、記述にあたって、「明治憲法」は用いずに「大日本帝国憲法」で統一し、判例は「最判0000年00月00日」などと記すこととし、本文での参照文献の引用は原則として省かせていただいた。

しかし、今回、新しい状況に応じた「憲法教育」のあり方につき十分な検討を行うまでには至らなかった。これについては、今後の「現代憲法教育研究会」の活動において検討をし続けていくことにしたい。

最後に、今回もまた、法律文化社からこれまでと変わらないご支援をいただき、とくに編集担当者の舟木和久さんから全面的なご協力をいただいたことに感謝するとともに、作業の一部遅れによって多大なご迷惑をおかけしたことに對しお詫びを申し上げます。

2010年3月

新たな気持ちで  
執筆者一同